

むやみに移動を開始せず 落ち着いて行動を

外出先での
ポイント！



大規模な災害が発生すると公共交通機関が運行を停止し、職場や学校、外出先など、自宅から離れた場所にいる人は、帰宅が困難になることが予想されます。

しかし、災害発生時に多くの人が一斉に徒歩で帰宅を始める、優先されるべき救助・救急活動の妨げとなるばかりでなく、火災や沿道の建物からの落下物などで負傷する恐れもあります。むやみに移動を開始せず、落ち着いて行動しましょう。

外出先で大地震などが発生したら

●まずは身の安全を確保し、慌てて移動を開始するのはやめましょう。

●職場や集客施設などで、建物や周辺の安全が確保されていれば、その場にとどまりましょう。

●災害用伝言サービス（☎171）で、家族の安否や自宅の無事の確認、避難先の連絡などを行います。

●交通情報や被害情報などを入力しましょう。

日ごろから準備しておきたいこと

●携帯ラジオや地図を持ち歩きましょう。

●職場などに、歩きやすいスニーカー、懐中電灯、手袋、飲料水や食料などを用意して

おきましょう。

●普段から家族などと、安否確認の方法や集合場所を話し合っておきましょう。

●徒歩などで帰宅する場合の、経路の状況を確認しておきましょう。

●帰宅経路にある、コンビニエンスストア（コンビニ）やガソリンスタンドなどを確認しておきましょう。

※九都県市（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市）では、コンビニやガソリンスタンドなどと、徒歩帰宅支援協定を締結しており、水道水、トイレや交通情報などを可能な範囲で提供してもらえます。

問い合わせ先

総務課地域安全班

☎ 62・5311

市長への手紙で市政に参加

「あなたの声」届けてみませんか

市民の皆さんからの市政に対する意見や提案などを聴く、市長への手紙制度があります。

届いた手紙は市長が目を通し、関係部署で調査や検討を行います。その結果を差出人に回答しています。市政に参加する身近な方法です。この制度を活用して、あなたの声を届けてみませんか。

【手紙の出し方】

様式は問いません。「市長への手紙」と明記して、差出人の住所、氏名、連絡先（電話番号など）、意見や提案などを記入し、郵送、ファクスまたは市ホームページの専用フォームから送付してください。また市役所と各支所には、専用の用紙と手紙を投函する箱が置いてあります。

【注意事項】

●第三者を誹謗中傷するような内容のものは、送らないください。

●内容によっては、回答できない場合があります。



●文書で回答します。住所と氏名、連絡先は必ず記入してください。

●手紙の内容は、個人が特定できないようにした上で、市の広報紙やホームページなどに掲載する場合があります。

●手紙に書かれた個人情報、守られます。ほかの目的に使用することはありません。

送付・問い合わせ先

〒289・2595

旭市二の1920

「市長への手紙」係（秘書広報課広報広聴班内）

☎ 62・8070

FAX 63・4946